第5の5の5－1③ロ②ヰ「等級3」を「①の冷房期の平均日射熱取得率は、建築主等の判断の基準Ⅰの第2の1の1－3⑵イ又は設計施工指針2⑵に定める計算方法より算出する。また、等級4の場合に明示することができる冷房期の平均日射熱取得率は、小数点第二位を切り上げた値とすること。」に改め、aからdまでを削り、同③を削る。

第5の5の5－1③ロの次に次のように加える。

ハ　結露の発生を防止する対策に関する基準

①　等級4

a　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格A9511に規定する発泡プラスチック保温材（A種フェノールフォーム3種2号を除く。）、日本工業規格A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであって、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　地域区分が8地域である場合

⑵　コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合

⑶　床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

⑷　断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計で除した値が、地域区分が1、2又は3地域である場合にあっては5以上（屋根又は天井の場合にあっては6以上）、4地域の場合にあっては3以上（屋根又は天井の場合にあっては4以上）、5、6又は7地域である場合にあっては2以上（屋根又は天井の場合にあっては3以上）である場合

⑸　⑴から⑷までに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

b　屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層をいう。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合

⑵　地域区分が1及び2地域以外の地域であって、防湿層が0.082㎡・s・Pa／ng以上の透湿抵抗を有する場合

⑶　地域区分が1及び2地域以外の地域であって、以下のいずれかの場合

(a)　断熱層の外気側に日本工業規格A5416に規定する軽量気泡コンクリートパネル（ＡＬＣパネル）又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合であって、防湿層が0.019㎡・s・Pa／ng以上の透湿抵抗を有する場合

(b)　断熱層の外気側に(a)と同等以上の措置を講ずる場合

⑷　aの⑴又は⑷に該当する場合

⑸　⑴から⑷までに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

c　鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、断熱補強（熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を、内断熱工法の住宅にあっては表1、外断熱工法の住宅にあっては表2に定める基準値以上行うこと。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

表1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分 1及び2	3	4	5
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲（単位　㎜　以下同じ。）	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　㎡・K／W　以下同じ。）	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900㎜以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900㎜未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2において同じ。